

英豪のデキュムレーション戦略①

英国におけるターゲット型サポートとデフォルト型退職所得設計の導入

主任研究員 石橋 克巳

2026 年10月

要旨

日本でも確定拠出年金(DC)の普及が進む一方、いよいよ「出口」、つまり退職後に資産をどう取り崩し、生活の質(ウェルビーイング)をどう高めるかが主要テーマになりつつある。このデキュムレーションに関するレポートでは、2回に分けて英国・豪州取り組みをとりあげ、日本への示唆を考察する。第1回目の本稿では、その先行事例として、英国がデキュムレーションを巡って何を問題視し、どんな制度・商品・支援体制で対応しようとしているのかを、足元の政策動向まで整理する。

英国では 2015 年の年金自由化により、終身年金(アニュイティ)一辺倒から、ドローダウンや一括取り崩しへと選択肢が大きく広がった。しかし自由度の拡大は、長寿・インフレ・投資といったリスクを個人が背負いながら複雑な意思決定を迫られることも意味する。公的ガイダンス(Pension Wise)整備や「より強いナッジ」を経ても、必要な支援が届かない「アドバイスギャップ」が残り、そこで導入が進むのが中立的なガイダンスと個別助言の中間に位置する「ターゲット型サポート」である。

さらに英国は、「情報提供だけでは行動変容に結びつきにくい」という現実を踏まえ、積極的に意思決定をしない層を支える「デフォルト型退職所得設計(Guided Retirement)」の導入へ踏み込む。CDC(集団的 DC)の活用可能性も含め、退職初期の柔軟性と高齢期の安定所得をどう両立させるのか、制度設計の難所と論点を追うことは、日本の出口戦略を考える上で大きなヒントとなるであろう。

1 問題意識

日本に確定拠出年金が導入されてから四半世紀以上が経過し、加入者数は継続的に増加している。2025年3月末時点において、加入者数は企業型確定拠出年金(以下、「企業型DC」)で862万人、個人型確定拠出年金(以下、「iDeCo」)で363万人となっており、拠出残高も企業型DCで23.8兆円、iDeCoで7.2兆円となっている¹。これまで、確定拠出年金については、個人の老後に向けた資産形成という観点から、主に資産の積み立て、すなわち拠出拡大の観点で拠出限度額をはじめとする「入口」の課題に焦点が当てられてきた。しかし、制度導入から四半世紀以上経過し、人口ボリューム層に当たる団塊ジュニア世代が退職年齢に近づく中で、老後資産形成の「出口」、いわゆる「デキュムレーション」についての関心が高まっている。積立ならびに運用を続けてきた資産を、老後にどのように取り崩して老後生活の質を向上させていくか、という問題である。

このデキュムレーションについては、今後日本でも議論が深まっていくことが予想される。公的年金と合わせてどのように出口を考えていくのか、健康保険料や税金への影響を考慮しながら、個々人がどのように老後資産を使いながら退職後のウェルビーイングを高めていくのか、という点が、今後の私的年金制度とそれを支える金融経済教育のあり方を考える上で、非常に重要である。

このレポートシリーズでは、上記の問題意識のもとで、今後2回にわたり、日本に先行してDC年金の出口戦略に関する取り組みを進めている英国と豪州の事例をまとめ、日本への示唆を考察する。両国とも現在進行形で諸施策が議論、実行されており、ここで紹介する動向は本レポート執筆時点(2026年9月時点)のものである。退職後の資産をどのように運用しながら取り崩すのかという点について、個々人の属性に応じたサポートを重視しつつ、英国がデフォルト型退職所得設計の導入、豪州はスーパーアニュエーション事業者による退職所得戦略の提供という異なる施策の導入を進めている。両国ともにアキュムレーションにおいて行動経済学の知見を取り入れたデフォルト商品の導入などを行っており、英国はこの成功体験をデキュムレーションにも取り入れようとしている。一方の豪州は、ソフトデフォルト型の退職所得商品の導入も模索したもののそこまでは踏み込まず、情報の質を高める退職所得戦略を提示することで行動変容につなげようとしている。これらの取り組みの成否は、現段階では判断できないものの、今後デキュムレーショ

¹ 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2025年3月末)」より。
<https://www.mhlw.go.jp/content/001058200.pdf>

ンの議論の深化が求められる日本にとって、どちらも非常に参考になる事例だといえよう。

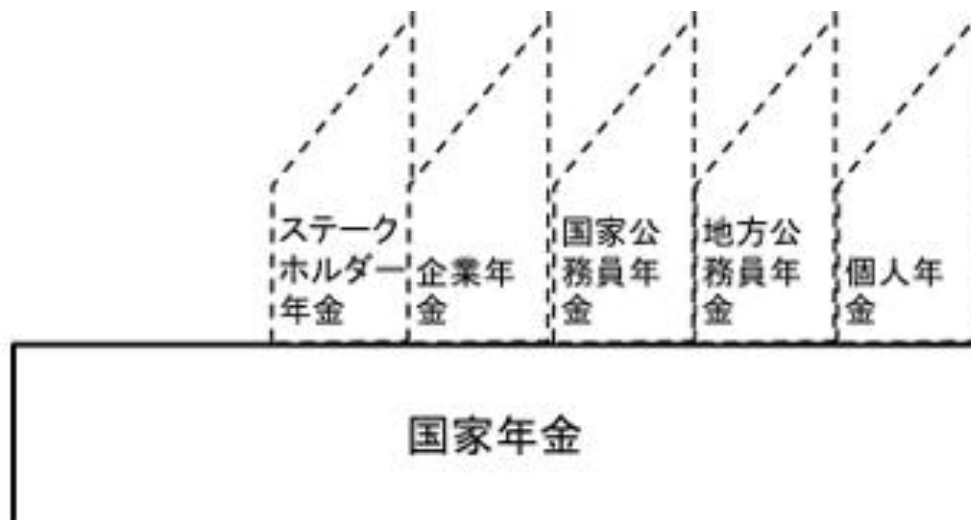
第1回目の本レポートでは、英国におけるデキュレーション推進のための政策をとりあげる。そのうえで、第2回目のレポートでは豪州の取り組みならびに両国からの示唆についてまとめることにしたい。

2 英国:年金制度の概要

2.1 英国の年金制度の概要

まず、英国の年金制度の概要と DC 年金の位置づけについて簡単にレビューする。図 1 に示す通り、英国の年金制度は日本と同様に多層構造となっている。1階部分として基礎的な所得補償にあたる国家年金 (New State Pension) があり、最低加入期間は10年で66歳に到達すると年金を受給することができる²。日本と同様の賦課方式で、保険料率は所得に応じて本人・事業主がそれぞれ一定の割合を収めることになっている。一方で受給金額は、日本の厚生年金とは異なり、加入期間に応じた一定額となっている。また保険料は、年金のみならず英国の社会保障全体の財源として徴収されており、この点でも日本とは仕組みが異なる。国家年金は、あくまでも基礎的な生活保障を提供する終身年金という位置づけである。2026/27 年度 of 受給額は満額で週 241.30 英ポンド、年額で約 12,548 英ポンド(約 264万円、1 ポンド=210 円で換算)となっており、満額受給には 35 年の加入期間が求められている。

図 1: 英国の年金制度の概要



出所: 厚生労働省「2025年 海外情勢報告」より抜粋。

https://www.mhlw.go.jp/stf/toukei_hakusho/kaigai25.html

² 受給開始年齢は、2026 年から2028年にかけて67歳に引き上げられ、さらに 2044 年から2046 年にかけて68歳に引き上げられる予定である。

2.2 DC 制度の位置づけ

この国家年金を補完する中心的な制度が、職域年金である。従来は確定給付(DB)型職域年金が主要な役割を果たしてきたが、2000 年代に入ると民間部門を中心に確定拠出(DC)型職域年金への移行が進み、DC 型の職域年金は基礎的保障である国家年金に上乗せして老後の生活を支える制度となっている。受給開始年齢は国家年金よりも低い 55 歳だが、2028 年度以降に 57 歳に引き上げられる予定である。

DC 型職域年金は、2012 年から自動加入(Automatic enrollment)が導入されたことで拡大した。自動加入は、一定の条件を満たした従業員を雇用主が自動的に職域年金に加入させる仕組みである。自発的な加入によって貯蓄を促進するのではなく、行動経済学的な考えに基づいて個々人が自ら動かずともまずは制度に加入させ、加入を望まない従業員は自ら脱退(opt-out)することが求められている。これによって DC 型年金が普及し、老後生活に向けた資産蓄積(アキュムレーション、accumulation)面で大きな進捗がみられた。この背景のもと、2015 年以降に DC 型年金資産の取り崩し(デキュムレーション、decumulation)に向けた様々な取り組みが進められることになった。

3 英国:ターゲット型サポートとデフォルト型退職所得設計の導入

3.1 年金自由化と柔軟なドローダウンによる受け取りの拡大

英国では 2015 年の年金自由化により、確定拠出型年金の加入者が年金資産をより自由に受け取ることができるようになった。これを受け、これまでデキュレーションに関する様々な取り組みやそれに関する議論がなされ、現在も大きな変革の最中にある。

年金自由化以前の年金資産の取り崩しについては、資産の 25%までの引き出しが非課税である一方、一定の条件を外れる引き出しについて高率課税が課されることになっており、これを避けるには基本的にアニュイティ(終身年金)の購入が必要だった。年金自由化以後は、年金資産の 25%までの非課税は維持される一方、残り 75%の引き出しに対しては通常の総合課税が適用されることとなり、より柔軟な年金資産の受取が可能になった。具体的には、従来からあるアニュイティの購入のほかにも、年金原資を継続的に運用しつつニーズに応じた引き出しを行うことや、一括での取り崩しなど、異なる取り崩し方法でも税制上の取り扱いが中立的となり、個々のニーズに応じて望ましい引き出し方法を選択しやすい制度となったのである。

この年金自由化に合わせ、年金資産の受け皿制度としてフレキシ・アクセス・ドローダウン(Flexi-access drawdown)という制度が導入された。これは、非課税枠の 25%以外の 75%部分について柔軟な引き出し(ドローダウン)を行うための仕組みであり、移管された年金資産について運用を続けながら(運用益は非課税)、必要に応じて資金を引き出すことが可能になっている。非課税で受け取ることができる 25%部分についても、年間の限度額の範囲内で ISA 口座に移すことで、運用益について非課税の適用を受けながら資産運用を続けることが可能となっている³。

3.2 年金資産の取り崩し状況:主流はドローダウンの活用

図2は、はじめて年金資産を取り崩した年金口座が、どのような受け取り方法を選択したかを示したものである。口座数ベースでは、キャッシュで全額現金化した口座が 46%程度に達する一方、残高(AUA)ベー

³ ISA 自体は年金制度の仕組みではなく、一定額までの投資に対する運用非課税枠である。日本の NISA も同様である。

スでみると、資産の約 8 割が部分的にドロダウに移管されており、上述のフレキシ・アクセス・ドロダウが主として活用されていることが分かる。

図 3 で年金資産残高別の受け取り方法をみると、残高が小さい口座ほど全額現金化した割合が高い一方で、残高の規模が大きくなるとドロダウを活用していることが分かるだろう。もう一点特徴的な点としては、年金自由化前に基本的に使われていた年金購入(アニュイティ)の割合がどの資産規模においても低いことである。これは、取り崩しの選択肢として年金購入を活用することの難しさを示唆している可能性がある⁴。

⁴ 金利環境や商品性、流動性志向等も影響し得る。なお日本においても、DC 資産の取り崩しにおいて一時金が大半を占めており、年金方式を選択する人は非常に少ない。運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2025 年 3 月末)」によると、2024 年度中の企業型 DC における老齢給付金の新規受給者約 10 万人中、一時金による受給者が 92%以上を占めており、年金のみの受け取りを選択した受給者は 6%に過ぎない。残りの 2%は年金一時金を併用している。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001058200.pdf>

図 2: はじめて年金を取り崩した口座の受け取り方法(口座数および管理資産ベース)

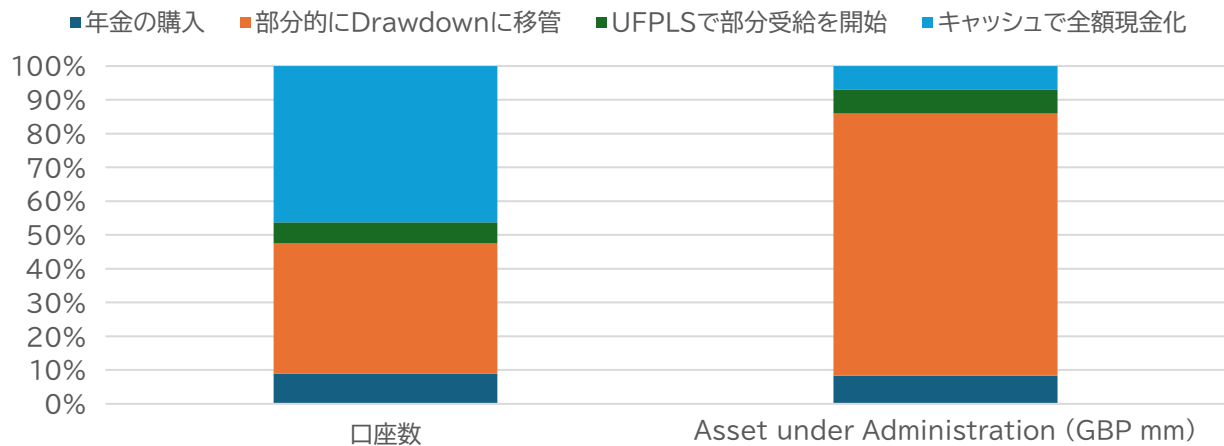
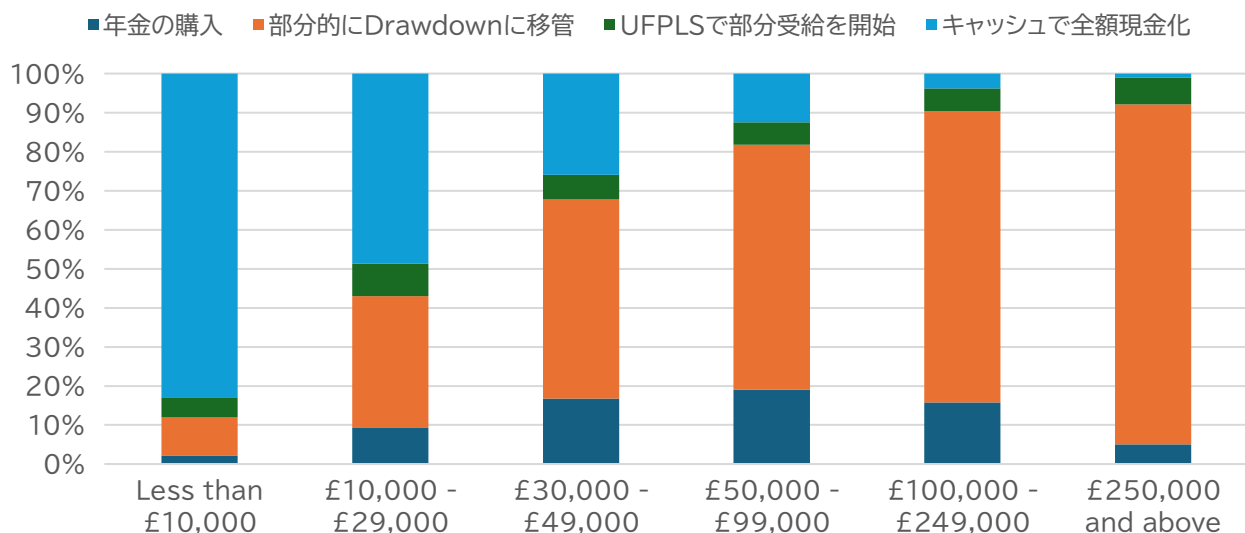


図 3: はじめて年金を取り崩した口座の資産規模別の受け取り方法(資産規模別)



*UFPLS とは、Uncrystallised Funds Pension Lump Sum の略語で、ドローダウンのたびにに取り崩し資産の 25% を非課税、75% を課税扱いとする方式を意味する。それ以外の「部分的にドローダウンに移管」では、その多くが資産の 25% を非課税で現金化した上で残りの 75% をドローダウン口座に移管しており、その場合ドローダウン口座からの引き出しは全額が課税対象となる。

出所: 図2、図3ともに Financial Conduct Authority (2025), Retirement income market data 2025 よりアセットマネジメント One 作成。これらは、2024 年 10 月から 2025 年 3 月までに初めて年金の取り崩しを行った口座の状況。

3.3 柔軟な取り崩しに対する支援体制の整備

2015 年の年金自由化により、それまで終身年金の購入を行っていた退職者は、ドローダウンやそのタイミング、運用を継続するやり方等、様々な選択肢の中から柔軟に年金資産の活用法を決定できるようになった。この改革は個々の自由度を高めるという点でポジティブな面を持つ一方、退職者は自らの資産寿命を考え、長寿リスクやインフレリスク等のリスクを抱えながら複雑な意思決定をする必要性に迫られるという面もあった。この意思決定を支援するため、2015 年にペンションワイズ(Pension Wise)が設立され、55 歳から確定拠出年金の取り崩しが可能になる人々に対して、対面や電話、またウェブサイト上で無料かつ中立的アドバイスが提供されるようになった。

しかしペンションワイズの利用はなかなか広がらず、金融判断について必要な支援やアドバイスを受けられないことによるいわゆる「アドバイスギャップ(advice gap)」に対して、財務省および規制当局の FCA (Financial Conduct Authority)は継続的に対策を打ち出していった。ペンションワイズは、より総合的な支援の提供を目的として、2019 年に Money Advice Service(MAS)および The Pensions Advisory Service(TPAS)と統合されて Money and Pensions Service (MaPS)へと改変された⁵。さらにこの制度の利用を後押しして人々の年金資産の活用を支援するために「より強いナッジ(stronger nudge)」が必要だとの認識から、2022 年以降、DC 年金サービス提供事業者に対し、DC 年金の引き出しや受給を行う顧客に対してペンションワイズの案内、説明、サービスの予約支援を行うことが義務化された⁶。

3.4 アドバイスギャップ解消に向けたターゲット型サポートの導入

こうした取り組みにも関わらず、アドバイスギャップの解消にはなかなかつながらなかったとみられる。2022 年に行われた FCA による Financial Live Survey において、英国の成人のうち過去 12 か月間

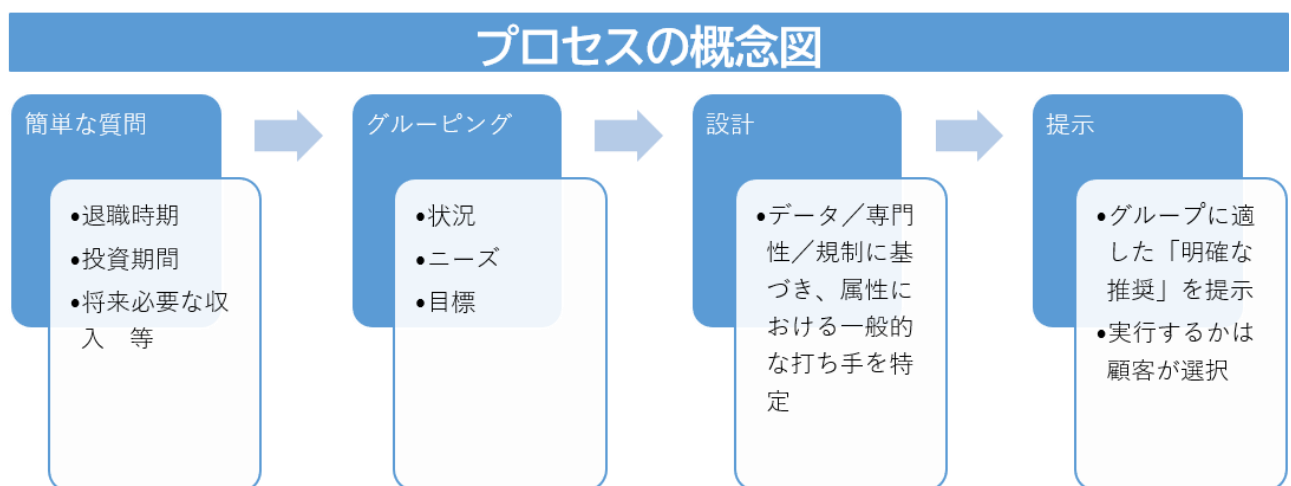
⁵ MAS は従来から家計に対する全般的な金融教育を担っており、TPAS は年金に関する中立的な相談窓口であった。ペンションワイズは現在、MaPS が運営する公的な金融教育・相談窓口サイトである MoneyHelper 上のサービスとして提供されている。

⁶ <https://www.fca.org.uk/publications/policy-statements/ps21-21-stronger-nudge-pensions-guidance-feedback-cp21-11-and-final-rules-and-guidance>。サービスを受けない人は“opt-out”できる仕組みであった。

に金融アドバイスを受けた割合は 8%に過ぎなかった⁷。金融事業者の側ではアドバイスとガイダンスの線引きが難しく、結果的に効果的な情報提供ができていない状況だったためである⁸。

こうした中で FCA・財務省はアドバイス・ガイダンス境界レビュー(Advice Guidance Boundary Review)を実施し、このアドバイスギャップ解消に向けた提案を行った⁹。すなわち、①ガイダンスとアドバイスの境界明確化(“further clarifying the boundary”)、②ターゲット型サポート(“targeted support”)、③簡易アドバイス(“simplified advice”)のいずれかの施策の導入を提案し、これに対する意見募集を行ったのである。ここでのフィードバックに基づき、FCA は②のターゲット型サポートを新たな規制業務として導入する方向性を決め¹⁰、2025 年に法制化、2026 年 4 月に正式にターゲット型サポートが導入されることとなった。

図 4: ターゲット型サポートの概念図



⁷ <https://www.fca.org.uk/publication/financial-lives/financial-lives-survey-2022-key-findings.pdf>. なお、この 8%という結果は最新の 2024 年版のサーベイでもほとんど変化はなかった。<https://www.fca.org.uk/financial-lives/financial-lives-2024>.

⁸ ガイダンスが「何をすべきかを述べずに一般的な選択肢の情報提供を行うこと」である一方、アドバイスは「個人の状況を考慮して何を選ぶべきかまでを勧めること」である。アドバイスになると金融サービスとなって規制が厳しくなるが、一般的なガイダンスを提供しているだけでは、年金資産について具体的な決断につながるサービスを提供することにはつながらず、ここにアドバイスギャップが生じていた。

⁹ <https://www.fca.org.uk/news/news-stories/advice-guidance-boundary-review-november-2024-update>.

¹⁰ ①のガイダンスとアドバイスの境界明確化については、結局のところギャップ解消にはつながらないという認識が多く、③の簡易アドバイスについてはそれ自体でマスマーケットのニーズを満たすことが難しいというフィードバックがあったとしている。<https://www.fca.org.uk/publications/feedback-statements/feedback-advice-guidance-boundary-review>.

出所:各種公表資料よりアセットマネジメント One 作成。

このターゲット型サポートは、個別のアドバイスと一般的なガイダンスの中間に位置する情報提供である。個別事情に合わせて最適化したアドバイスではないが、図4で示した通り、共通の状況にいる顧客グループに対して、その属性に応じて行動可能な明確な「推奨(recommendation)」を提供するものである。一般的なガイダンスよりも具体的で行動に移しやすく、顧客が自ら判断する上での自信を高めることが期待されている。具体的には、顧客の状況を把握したうえで適切なグルーピングを行い、それぞれの属性に対する一般的な打ち手を設計したうえで、明確な推奨として顧客に示すことになる。これを実効性ある形で進めるには、何よりも属性の把握と、各属性に対して何が求められているのかという点をしっかりと把握することが求められるだろう。

2026 年 4 月の制度導入以後、金融事業者の動きは現時点ではなお限定的である。筆者が調べた限りでは、2026 年 4 月に保険・運用会社の Royal London、同年 6 月に資産運用プラットフォームを提供する Quilter、同年 7 月には Vanguard がターゲット型サポートのサービスを導入したが、年金資産の取り崩しの支援ではなく、投資プラットフォーム上のオンライン投資推奨サービスとして導入したとみられる。年金資産へのサービス提供という点では、Royal London が 2026 年末までのサービス導入を目指していると報道されている¹¹。今後、このサービスがどのように広がり、それが年金資産の有効活用につながっていくのかという点については、引き続き動向を追っていくことにしたい。

3.5 行動変容に向けたデフォルト型退職所得設計の導入

ターゲット型サポートは、アドバイスギャップの改善に向けた制度的支援体制を整備するという意味で意義のある動きだが、年金資産の効率的活用の観点からは、それがどのように行動変容につながるかという点が非常に重要である。ターゲット型サポートでより具体性のある情報提供を受けたうえで、それをもとに個々人が年金資産の活用についての意思決定を行い、投資行動や取り崩しの行動を起こさない限り、アドバイスやガイダンスだけでは意味をなさないためである。この点において、英国ではデキュレーションに

¹¹ Citywire による以下の記事を参照。” Royal London aims for end of 2026 for pension targeted support launch” 2026 年 8 月 5 日 (<https://citywire.com/new-model-adviser/news/royal-london-aims-for-end-of-2026-for-pension-targeted-support-launch/a2495563>).

に向けた選択肢を増やすとともに、積極的に意思決定を行わない層に対してデフォルトオプションを適用することを目指すことになった¹²。

実際の行動変容については、英国の年金政策全体を統括する Department for Work and Pensions (DWP)が職域年金における商品設計についての改革を進めることで対処していた。DC 年金制度が広がる中で年金自由化が実施された結果、個人が自らの選択によって長寿リスクに備えることに対してどのような政策的サポートを行うか、という課題があった。DWP は 2021 年に DC 年金制度のデキュレーションに対応する商品として Collective Defined Contribution(以下、CDC)制度を導入した。CDC は、企業は拠出額のみを約束し、加入者は運用成果を共同で分かち合いながら目標となる年金給付を受ける仕組みである。DB(確定給付)と DC(確定拠出)の中間に位置する年金制度で、資産を加入者で共同運用し、個人型 DC 年金よりも安定した年金収入を目指すことで長寿リスクに対応するものといえる。DWP は 2018 年に意見募集を行ったうえで、2021 年に法制化して単一企業における CDC の導入を可能にした¹³。

DWP は、デキュレーションに向けた商品として CDC の拡大を目指すとともに、年金資産にアクセスする個人をどのように支援するか、という点についても新たな政策を進めていった。2023 年に年金資産にアクセスする際の選択肢の理解を促進する方策についての意見募集を行い、①CDC をデキュレーションの一つのモデル・商品として拡張すること、②年金資産のデキュレーションについての選択を積極的に行わない層へのバックストップとしてデフォルトオプションを導入すること、を表明した¹⁴。

¹² ここで論じるデフォルト退職所得設計(Guided Retirement)等の設計は、主として DWP (Department for Work and Pensions)が年金政策として進める取り組みであり、上述の FCA 主導の行為規制上の枠組み整備とは政策のレイヤーが異なる点に留意が必要である。

¹³ Pension Scheme Act 2021 を参照。単一企業における CDC が導入された背後には、Royal Mail が CDC についての導入を進めており、政府に対して制度導入を求めていることがあった。
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/1/notes/division/3/index.htm>. CDC においては、運用成果を加入者が共有することになるが、加入者間の公平性が大きな問題となる。加入や受給のタイミング、拠出額や拠出のタイミング等によって市況の影響が異なるためである。単一企業型の CDC の場合、加入者の世代間の公平性確保は求められるものの、加入者属性の均質性が高く制度設計の難易度が相対的に低いといえる。

¹⁴ Department for Work & Pensions “Helping savers understand their pension choices: supporting individuals at the point of access: consultation response”, November 2023. <https://www.gov.uk/government/consultations/helping-savers-understand-their-pension-choices-supporting-individuals-at-the-point-of-access/outcome/helping-savers-understand-their-pension-choices-supporting-individuals-at-the-point-of-access-consultation-response#chapter-4-cdcs-in->

2026 年 7 月、DWP は新たな政策文書を公表し、今後「よく設計されたデフォルト型年金(well-designed default pension)」の提供を DC 年金のトラスティーに義務付けていくことが示された¹⁵。いわゆる「デフォルト型退職所得設計(Guided Retirement)」の導入である。詳細は今後意見募集等を経て詰めていくことになるが、基本的な考え方は、①加入者が複雑な意思決定をしなくても持続可能な年金収入を得られるようにすること、②長寿リスクに備えること、③選択の自由を残すこと、④加入者のエンゲージメントを高めて加入者の同意を得ること、である。具体的なスキームとしては、たとえば「退職後の初期は比較的自由な引き出しを行い、高齢になってからは安定所得の確保重視に移行する仕組み(“flex and fix”)」や、今後制度導入が見込まれる「退職 CDC(“R-CDC”)」なども有力な選択肢として挙げられている¹⁶。

デキュムレーションに対するデフォルト型年金の導入は、英国の DC 制度に自動加入とデフォルト商品の導入が大きく寄与したことが大きく影響している。とはいえ、デフォルト型退職所得設計がどこまで詳細なものとなるのか、今後の進展を注視したい。加入者の属性をどこまで分析して細分化した退職所得設計をデフォルトで提供するのか、また R-CDC を導入するにしても資産のどの程度の割合を R-CDC にするのか、デフォルトの選択肢の税制上のインプリケーションがどうなるのか等、導入にあたってのハードルは相応に高いと見込まれる。英国政府は本腰を入れて中長期的な年金制度の改革に取り組んでおり¹⁷、様々なハードルをどう乗り越えていくのかという点は、日本にとっても大きな示唆を与えてくれるであろう。

decumulation.

¹⁵ Department for Work and Pensions “Policy paper: Pension Schemes Act 2026: Guided Retirement guiding principles” July 2026.

<https://www.gov.uk/government/publications/guiding-principles-for-default-pensions/pension-schemes-act-2026-guided-retirement-guiding-principles>.

¹⁶ Department for Work & Pensions “Policy paper: Workplace pensions: an updated roadmap”, July 2026.

<https://www.gov.uk/government/publications/workplace-pensions-an-updated-roadmap/workplace-pensions-an-updated-roadmap>. 現時点で CDC は単一の事業者やグループに対する導入が認められているが、今後複数の事業体が加入できる CDC(multi-player scheme)や年金資産にアクセスする際にだけ加入できる退職 CDC(Retirement CDC)の制度設計や導入が進む見込みである。

¹⁷ 2025 年、英国政府は第二年年金委員会(The Second Pension Commission)を再設置した。同委員会は、独立委員会として 2027 年春に報告書を提出、さらなる年金制度改革の政策提言をする予定である。2026 年 5 月に公表された中間報告書でも、将来の年金制度で長寿リスクや投資リスクへのさらなる備えと、デフォルト型のデキュムレーションを通じた収入確保の重要性が述べられている。

<https://www.gov.uk/government/publications/pensions-2050-evidence-and-future-priorities-interim-report>.

4 おわりに

これまでみてきたように、英国におけるデキュムレーションの取り組みは 2015 年の年金自由化以後に本格化し、アドバイス提供するためのターゲット型サポートの導入、デキュムレーションに対応した商品設計からの CDC 導入、そして行動変容につなげるためのデフォルト型退職所得設計導入へと進んでいる。退職所得の持続性を確保するために、制度、商品、そして支援体制と各方面での政策推進が行われてきた。今後デフォルト型退職所得設計が制度化される中、具体的にどのようなものがデフォルト設定されるのか、そしてそれがどのように退職者の生活を支えるのかという点は、引き続き注視する必要があるだろう。

以上、本稿では英国においてアドバイスギャップの解消に向けた情報提供と、行動変容につなげるためデフォルト型退職所得設計の導入に向けて動いていることを論じてきた。次回は、豪州における取り組みを紹介する。

【アセットマネジメント One 未来をはぐくむ研究所について】

アセットマネジメント One 未来をはぐくむ研究所は、個人の資産形成やファイナンシャル・ウェルビーイング、金融経済教育の分野における啓発・普及活動を目的として、2023 年 10 月にアセットマネジメント One 内に設置した組織です。「一人ひとりが、現在および思い描いた将来に向け、お金とよりよい関係を作り、安心して人生を楽しむことができる未来」の実現を目指し資産運用・金融経済・ファイナンシャルプランニング等の専門知識やノウハウを有するプロフェッショナル人材が、商品とは切り離れた中立・客観的な立場で情報発信しています。

公式 HP <https://www.am-one.co.jp/hagukumu/>

【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメント One 株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメント One 株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
 2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

【投資信託に係るリスクと費用について】

投資信託のリスクとお客さまにご負担いただく費用については、以下の QR コード、または URL にアクセスしてご確認ください。

書面での交付をご希望の場合は、以下のコールセンターまでご連絡ください。

QRコード:



URL : <https://www.am-one.co.jp/static/risk.html>

コールセンター: 0120-104-694 (受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時です)